主 文 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。

里 由

本件上告理由は、別紙上告理由書記載のとおりである。

る対力がない。と判示して上告人の請求を棄却したものである。 所論は、株式の裏書は、裏書人の捺印のみで足りるのであつて、そのほかに記名を必要とする法律上の根拠は〈要旨〉ない。仮にそうでなくても、捺印のみで足りるとする商慣習があると主張する。しかしながら、商法第二百五条〈/要旨〉により株式の裏書に準用される手形法第十三条、および第八十二条の規定によれば、記名株式譲渡のための裏書は、株券または補箋に記載して裏書人がこれに署名もしくは記名捺印することを要し、たとえ被裏書人を指定しないいわゆる白地式裏書の場合でも、裏書人の署名もしくは記名捺印を省略することは許されないことが明らかであるから、捺印のみによる裏書は不適法であつて、裏書たる効力を有しないものというべきである。

而して裏書人が株券に捺印だけをしてこれを譲受人に交付した場合には、その記名の補充を譲受人に委託したものと認めるのが相当であるとしても、それが裏書たる効力を生ずるのは、その記名が補充され、裏書の要件が完備されたときであるとと解するのを相当とするから、原判決が正当に判示するように上告人が記名の補充をした当時既に株券が効力を失つていた場合には、後日その補充により、遡つて有効な裏書があつたものとすることはできないのである。また所論、捺印のみによる裏書を有効とする商慣習の存することは原判決の認めなかつたところであるはかり方式なく、元来裏書の方式に関する規定は、取引の安全確保の見地から権利移転の方式なく、元来裏書の方式に関する規定は、取引の安全確保の見地から権利移転の方式ない。社員であるとしたものであって、強制法規たる性質を有するものと認むべきであるがよりにこれを変更することは許されない。従って記名のない、捺印のみによる裏書は無効であるとした原判決は正当である。

なお、所論は、上告人は昭和二十八年七月十日被上告会社に本件株券を名義書替のため提供したが、かかる場合において、もし裏書人の記名を補充する必要があれば、これを保管している被上告会社においてこれを補充すべき義務があると主会社においてこれを補充すべき義務があると主会社に、当然に上告人主張のような法律上の義務があるとは認められないし、上告人が本件株券を被上告会社に名義書替のため提出した際、被上告会社に対し裏書人の記名の補充を委託したという事実は上告人か原審において主張しなかつたところを表の記名の補充ができなかつたとしても、これを保管していた被上告会社においるの記名を補充すべき義務があるということはできない。

要するに、原判決には法令の解釈を誤つた違法はなく、虚無の法律規定を適用したこともない。所論の判例を否認する理由を説明する要は固より存しない。所論はひつきょう独自の見解に立脚して原判決を非難するものであつて、採用の限りでない。

上告人は昭和三十四年十月三十日附を以て「上告理由書誤字訂正申立書」を提出した。しかし、その書面に記載してある事項は、最後の五行を除き、別紙上告理由書とは別の事項を記載したものであつて、これを単なる誤字訂正と目することはで

きない。そしてそれは上告理由書提出期間経過後に提出したものであるから、これについては判断をしない。 よつて本件上告は理由がないから、民事訴訟法第四百一条、第九十五条、第八十九条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長判事 奥田嘉治 判事 岸上康夫 判事 下関忠義)